

事務所 通信

TKC コンピュータ会計

a-next Group (エーネクスト グループ)

〒006-0022 札幌市手稲区手稲本町2条2丁目4-7 CUORE手稲本町201

佐藤 寿志税理士事務所

TEL 011-699-5925 FAX 011-699-5926

株式会社 アカウンティングマネジメントシステム(AMS)

TEL 011-699-5925 FAX 011-699-5926

今月のことば

挑戦したら
やり抜け!

相場康則

(サントリーホールディングス副社長)

会 計

会社は黒字でなければ存続できない

2

税 務

短期前払費用の計上時期に注意
外国人従業員への給与支払い時の注意

4

6

労 務

厚生年金保険料が引き上げられます

7

コ ラ ム

“睡眠”こぼれ話

8

表紙 あわじ花さじきのコスモス畑(兵庫県淡路市)

「あわじ花さじき」は、四季折々の花が楽しめる公園。秋にはコスモスが一面に広がる。

9

平成28年



会社は黒字でなければ 存続できない

赤字経営が続くと、やがて資金不足に陥って、企業の存続が危ぶまれます。赤字経営のうちは、資金繰りは改善しません。黒字経営を志向し、資金を確保しなければ、会社は存続できません。

会社の資金を増加させる3つの要因

貸借対照表（右頁・図表1）を見ると、借方（左側）には現金・預金、売掛金、在庫（たな卸資産）をはじめとする会社の資産（目に見えるモノ）が計上されていることがわかります。

一方、貸方（右側）には、借入金、買掛金、資本金など資金の調達源泉（目にみえないモノ）が計上されています。

貸借対照表の貸借（左・右）は一致するため、資金の調達先が大きく膨らめば会社の資金（資産）も大きくなります。

会社の資金（資産）を増加させる要因（資金の調達源泉）は次の3つしかありません。

- ①借入れをする
- ②資本金を募る
- ③利益を出して留保する

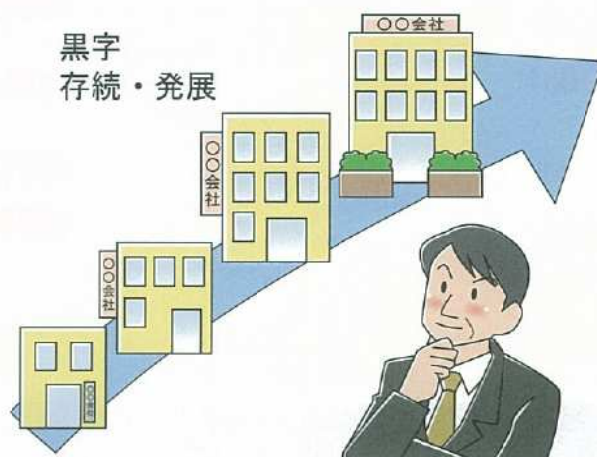
①借入れをする

一般には、金融機関からの融資があります。

また、買掛金の支払サイトを延ばしたり、支払手形の支払期日を先に延ばすなどの方法も資金の調達の一つです。ただし、いずれ支払期日がやってくるため、大きな括りでは借入金に含まれます。

しかし、借入れるにしても、中小企業を見る金融機関の眼も厳しくなり、融資先の返済能力が重視されています。つまり、利息を付けて元本をきちんと返済してくれる信用のおける会社でなければ、融資を受けることが難しくなっています。

黒字
存続・発展



②資本金を募る

新株発行等により資金を増やす方法です。返済の必要が無い資金調達です。

しかし、自社の株式を喜んで購入（出資）してくれる人がいなければなりません。

また、当然ながら、出資者には、利益を出して配当という形で応えなければなりません。

③利益を出して留保する

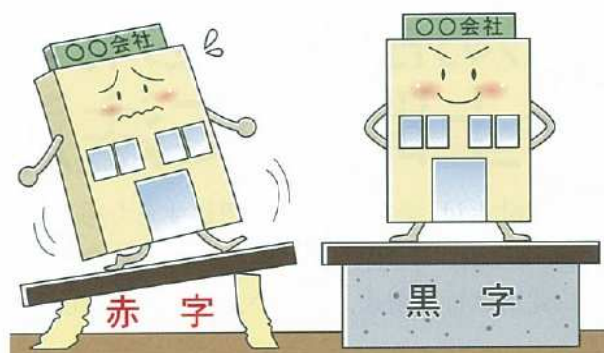
図表1の貸借対照表と損益計算書を見ると、損益計算書の利益（収益－費用）が貸借対照表の貸方（右）に蓄積されていることがわかります。利益を出して留保することで、会社の資金（資産）も大きくなります。つまり、黒字を積み重ねることで、自己資本が充実されるのです。

赤字は得で、黒字は損なのか？

①借入れをする、②資本金を募る、方法による資金調達が現実的に難しいとなれば、あ

とは③利益を出して留保する、しかありません。ところが、「黒字＝法人税の納税」と考え「赤字は、法人税を納税しなくてよいから、得だ」と考える経営者も少なくありません。

しかし、赤字は、赤字の分だけ確実に会社から資金が流出する貧血状態を意味します。



減価償却費の計上による赤字は？

減価償却費は費用として計上されますが、資金の流出を伴わないため、減価償却費相当分を内部に留保する効果があります。そのため、「減価償却費を計上した分、赤字になってしまったけれど、会社の資金は流出していない」という経営者もおられます。

これも、結局のところ、減価償却費相当分の資金が留保されずに、その固定資産を買い換える資金も溜まらず、いずれ、資産の新陳代謝が図れない老化現象がやってきます。

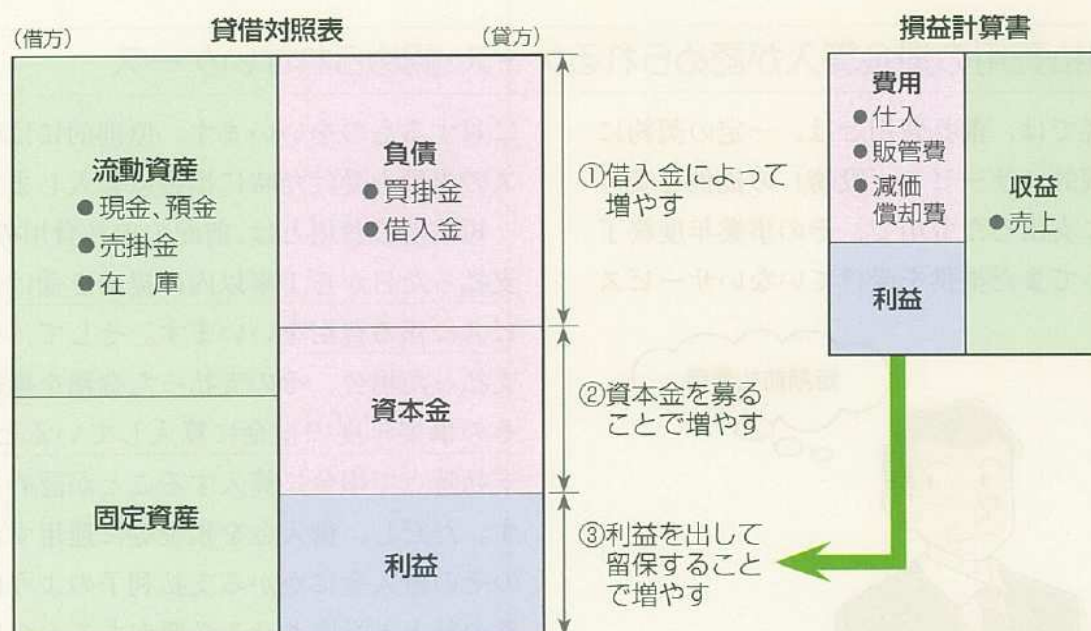
あるいは、その固定資産を借入金で購入しているのであれば、借入返済元本部分の資金流出の手当ができていないことになります。

黒字化で経営基盤を安定させる

かつての不動産価格が右肩上がりインフレだった時代には、会社の決算は赤字でも、不動産のインフレによる含み益が赤字を上回れば、借入れをしても大丈夫でした。最悪の場合でも不動産を売却すれば借金を返済することもできました。

日本の総人口の減少化が続く限り、全国津々浦々右肩上がりを望める状況にはありません。会社の経営基盤を安定させるには、黒字化をはかり、法人税を支払い、残った内部留保を自己資本としてできるだけ蓄積させなければなりません。

図表1 資金を増加させる3つの要因



短期前払費用の計上時期に注意

経費の計上は、会社の利益に関係するため、特に税務調査では、間違っただけで経費が計上されていないか、それにより利益が少なくなっていないかなどが、よくチェックされる場所です。なかでも前払費用は特に間違いやすい点なので注意しましょう。

費用の計上は支払うべき金額(債務)が確定してから計上する

法人が支払う費用や損失などを、法人税法では「損金」といいます。法人が所得を計算する上で、損金に算入できる金額は、次のものです。

- その事業年度の売上原価や完成工事原価、その他これらに準ずる原価
- 販売費や一般管理費、その他の費用（ただし、償却費以外で、事業年度内に債務が確定しないものは除く） など

つまり販売費等で“事業年度末までに債務が確定していない費用”については、その事業年度の損金に算入してはならないことになっています。したがって、その期に発生したものはどれも損金に算入できるとは限らな



いのです。

ただし短期前払費用については、一定の要件の下、支払った時点での損金算入が認められますが、その要件を満たしていないと税務調査で否認されることになります。

短期前払費用の損金算入が認められるケース・認められないケース

法人税では、前払費用とは、一定の契約により継続的にサービス（役務）の提供を受けるために支出した費用で、その事業年度終了時においてまだ提供を受けていないサービス

に対するものをいいます。原則的にはサービスの提供を受けた時に損金に算入します。

短期前払費用とは、前記の前払費用のうち、支払った日から1年以内に提供を受けるサービスに係る費用をいいます。そして、それを支払った場合、その支払った金額を継続してその事業年度の損金に算入しているときは、支払時点で損金に算入することが認められます。ただし、借入金を預金等に運用するときのその借入金にかかる支払利子のように、収益の計上と対応させる必要があるものについては、損金算入は認められません。



【契約により、次のような支払いを継続的に
行うこととしている法人（3月決算）の場合】
【損金算入が認められる例】

- 期間40年の土地賃借にかかる賃料について、毎月月末に翌月分の地代月額100万円を支払う
- 期間4年のシステム装置のリース料について、12か月分（4月から翌年3月）の24万円を3月下旬に支払う

【損金算入が認められない例】

- 期間10年の建物賃借にかかる賃料について、毎年、家賃年額（4月から翌年3月）の120万円を2月に前払いする

※支払時（2月）から1年を超える期間を対価支払の対象期間としているため損金算入は認められない。

実際に短期前払費用の損金算入を否認された例をケーススタディとして見てみましょう。



ケース：短期の損害保険料を分割で支払った

9月決算のA社は、当期の9月20日に、保険期間が当期9月20日から翌年9月19日までの1年間の損害保険契約を締結しました。保険料は300万円で10回の分割払いとし、保険を契約した日（9月20日）に1回分の30万円を支払いました。

経理担当者は、その契約が成立し債務が確定しているので短期前払費用に該当すると判断して、当期に300万円全額を損金経理しました。

後日、税務調査が入り、未払いの270万円は損金に算入できないとの指摘がありました。理由は以下のとおりです。

- 損害保険契約においては、契約を結んだだけでは債務が確定したとはならず、保険期間の経過にしたがって債務が確定すること
- 短期前払費用について法人税では、未払いのうち、まだサービスの提供を受けていない部分の金額までは損金算入を認めていないこと

A社は、この指摘に従い、修正申告を行うことになりました。



「債務が確定している」とは？

法人税法では、「事業年度において債務が確定している」とは、次の3つの条件をいずれも満たしている必要があります。

(1) 決算期末までに、その費用に係る債務が成立していること

「債務が成立している」とは、契約が成立していることをいいます。この契約は、書面を交わす必要はなく、口頭でも成立します。

(2) 決算期末までに、その債務に基づいて具体的な給付原因の事実が発生していること

契約に基づいて、注文した物品の納品やサービスの提供を実際に受けて完了していることが必要です。取引先からもらった納品書等で、納品日やサービス提供日を確認しておきます。

(3) 決算期末までに、その金額が合理的に算定することができるものであること

納品された商品やサービスの代金が、期末までに確定し分かっていることです。

以上の条件を満たし、請求書をもらっている場合は、未払金として計上し経費にすることができます。請求書がなくても契約書などから代金が明らかに把握できれば、経費にできます。

外国人従業員への 給与支払い時の注意

外国人を雇用する機会が増えています。外国人の従業員であっても、支払った給与には所得税が課税され、源泉徴収が必要です。

居住者か、非居住者か によって源泉徴収が異なる

給与からの源泉徴収については、その外国人従業員が所得税法上の「居住者」か「非居住者」のいずれに該当するかによって計算が異なります。

「居住者」とは、日本国内に住所（注1）がある、または現在まで引き続き1年以上居所（注2）を有する個人をいい、「居住者」に該当しない人が「非居住者」になります。

日本国内での就労を目的に来日する外国人は、原則として、居住者と推定されます。

ただし、労働契約期間が1年未満であるなど、来日時に在留期間が1年未満であることが明白な場合は、非居住者となります。

（注1）個人の生活の拠点

（注2）個人が、一定期間継続して居住する場所（ホテル等）

①居住者である外国人の場合

日本人従業員と同様に、給与からの源泉徴収と年末調整を行います。「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出してもらい、給与を毎月支払う場合は、「源泉徴収税額表

（月額表）」の甲欄を使用します。

また、住民税も課税されるため、給与からの特別徴収が必要です。

【居住者は、永住者と非永住者に区分】

「居住者」と判定された外国人は、さらに「永住者」と「非永住者」に区分され、所得税の課税範囲が異なります。

●非永住者

居住者のうち日本国籍を有しておらず、なおかつ、過去10年間に日本国内に住所または居所を有していた期間が5年以下の外国人

●永住者

非永住者以外

②非居住者である外国人の場合

原則として、給与の支払時に一律20.42%（復興特別所得税を含む）の税率で源泉徴収することで、課税関係が終了します（年末調整は不要です）。住民税は課税されません。

以上をまとめると下記（図表1）のようになります。

図表1 課税される所得と税率

区分		所得税の課税範囲	源泉税率（給与所得）	住民税の課税範囲
居住者	非永住者	日本国内での所得、国外での所得のうち国内で支払われたもの、または国外から送金されたもの	日本人と同様源泉徴収が必要	1月1日現在、日本に住所がある場合は課税
	永住者	すべての所得に課税		
非居住者		国内源泉所得	原則20.42%（※） 源泉徴収によって課税関係は終了	1月1日現在、日本に住所がない場合は非課税

※外国人の出身国と日本が租税条約を締結している場合、課税が免除されることもあります。

厚生年金保険料が 引き上げられます

厚生年金の保険料率が、9月分から引き上げられます。総務・経理担当者は注意しましょう。

平成28年9月分からの保険料率

厚生年金の保険料率は、平成29年9月に18.3%で固定されるまで、毎年9月に段階的に引き上げられています。

本年（平成28年）9月から「一般の被保険者の厚生年金の保険料率」は、下記（図表1）のようになります。

また、9月分の保険料から、定時決定（7月に届け出た「被保険者報酬月額算定基礎届」）に基づいて、各従業員の標準報酬月額も改定されます。

厚生年金保険料改定

標準報酬月額改定



給与計算の際には、厚生年金保険料率と標準報酬月額の変更に注意しましょう。

図表1 一般の被保険者の厚生年金の保険料率

適用期間	事業主負担	被保険者負担	計
平成28年9月分～平成29年8月分	9.091%	9.091%	18.182%
平成29年9月分以降（固定）	9.15%	9.15%	18.3%

参 考

社員の入社時や退職時の社会保険料の徴収は？ ～ 資格を取得した月から資格を喪失した月の前月分まで～

社会保険料の徴収事務において、経理・総務の担当者が迷うのは、新入社員からの徴収はいつからで、退職する社員の徴収はいつまでか、ということです。

社員が入社した日から社会保険に加入することになるので、入社日が「資格取得日」となり、退職した日の翌日が「資格喪失日」となります。そのため、入社日や退職日によって、社会保険料の負担は次のようになります。

【例】

入社日	資格取得日(月)	保険料の徴収	退職日	資格喪失日(月)	保険料の徴収
9月1日	9月1日(9月)	9月分から	9月29日	9月30日(9月)	8月分まで
9月30日	9月30日(9月)	9月分から	9月30日	10月1日(10月)	9月分まで

(※1) 社会保険料は、日割計算を行わず、月単位で計算します。

(※2) 通常9月分の保険料は10月支給給与から差し引きします。

退職時の社会保険料については、資格喪失月の前の月までの徴収になりますから、退職日が1日ずれることによって、事業主負担に1月分の違いが生じることがあります。

“睡眠”こぼれ話

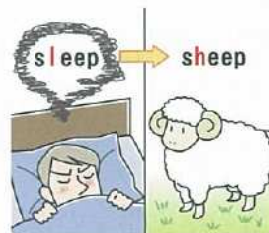


9月3日は「秋の睡眠の日」※です。これは、「9(ぐっ)3(すり)」の語呂合わせだそうです。睡眠の日になんで、睡眠の話題を拾ってみました。

※日本睡眠学会と精神・神経科学振興財団が制定。ちなみに「春の睡眠の日」は、世界睡眠学会が定めた3月18日。

羊(sheep)を数えるのはなぜ？

眠れないときに、「頭の中で羊を数える」という習慣は、元々はイギリスのものです。「sleep(寝る)」と「sheep(羊)」の発音が似ているために羊を数えた、眠れないときに“sleep”と繰り返すうちに“sheep”に変わった、などの説があります。



妻が寝不足だと夫婦喧嘩が絶えない!?

ピッツバーグ大学の調査では、妻が寝不足、入眠までの時間が長いなど、睡眠に問題があると、翌日に夫婦喧嘩をする可能性が高くなるそうです。反対に、夫が寝不足であっても、喧嘩や口論が増える傾向はないそうです。世の夫は、円満な家庭生活のために、妻の安眠に協力しましょう。



日本人の睡眠時間は世界ワースト級

経済協力開発機構(OECD)が世界29カ国の15~64歳を対象にした平均睡眠時間の調査では、日本人は、平均7時間43分で、韓国に次いでワースト2位でした。前回調査(2009年)より7分も短くなっています。

ミシガン大学によるスマートフォンアプリを使った世界100カ国の調査・解析では、日本とシンガポールの7時間24分が最短で、オランダの8時間12分が最長という結果が出ています。

日本人の業種別の平均睡眠時間は、最も寝ていないのは、「IT・通信」(5時間37分)、次に「マスコミ」(5時間42分)、「飲食」(5時間52分)、「金融」(5時間55分)といったデータもあります(注)。

生活の夜型化が進んだことなどが原因で、日本人の睡眠時間は年々短くなっています。睡眠は、時間だけでなく、その質も大事といわれています。秋は心身の健康のために良い睡眠を心掛けましょう。

(注) NPO法人睡眠時無呼吸症候群ネットワーク調べ

1. 南アフリカ	9時間22分
2. 中国	9時間02分
3. インド	8時間48分
}	
28. 日本	7時間43分
29. 韓国	7時間41分

(OECD 2014年調査)



【今月のことば】 **挑戦したらやり抜け!** 相場康則(サントリーホールディングス副社長)

サントリーの創業者鳥井信治郎氏の名言「やってみなはれ」は、誰かの提案に対して言える言葉である。上司からの「やれ!」は命令に過ぎない。「ちょっと挑戦したい」という気持ちではなく、「自分が先頭、中心になって、必死の覚悟でやり抜く」という強烈な意思が感じられなければ、「やってみなはれ」という言葉は発されなかっただろう。挑戦する以上、執念を持って、それを成功させる、やり切る、やり抜くという強い思いがあって、あの言葉が成立する。